

国立大学法人和歌山大学国際戦略委員会規程

制 定 令和 4年 3月28日
法人和歌山大学規程 第2413号

(趣旨)

第1条 和歌山大学（以下「本学」という。）のグローバル化戦略にかかる重要事項を審議するために、国立大学法人和歌山大学国際戦略委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 国際戦略計画に関する事項
- (2) 国際連携にかかる教育課程及びプログラムの方針に関する事項
- (3) 地域のグローバル化に寄与するための連携事業にかかる事項
- (4) 中期目標及び中期計画に関する事項のうち、国際戦略に関する事項
- (5) その他全学的な国際戦略に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号の委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 国際戦略担当の理事
- (3) グローバル化戦略担当の副学長
- (4) 国際イニシアティブ基幹構成員のうち、学長が指名する者
- (5) 本学の役員又は教職員以外の者で、国際連携に関して広い見識を有する者のうちから、国際イニシアティブ基幹長が推薦し、学長が任命する者2名以上

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(開会)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、委員会を開くことができない。

(議決)

第6条 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(監事)

第7条 監事は、委員会に出席し、意見を述べることができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、国際交流課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。